

葛城市民間保育事業者募集要領

1. 公募の趣旨

現在、葛城市では磐城第1保育所、磐城第2保育所、當麻第1保育所の3園の公立保育所を運営していますが、磐城第1保育所、當麻第1保育所の2園は建築後約40年経過しており、老朽度からも早い時期での建て替えが必要です。また、市の子育て支援策は、保育所を利用している家庭だけでなく、幼稚園を利用している家庭、特別な配慮が必要な家庭など、全ての子育て家庭への幅広い支援内容が求められています。

葛城市は、今後も適切な教育・保育の環境づくりのため、認定こども園の充実、當麻第1保育所に変わる民間の認定こども園の誘致に取り組み、より一層の子育て施策に取り組んでいくことといたしました。

しかしながら、保育環境の変化は、児童・保護者にとって非常に大きな環境の変化であり、民営化による不安や負担が生じることとなります。人間形成の基礎を築く極めて重要な乳幼児期に、健やかな成長や発達に影響を及ぼすことは絶対に避けなければなりません。保護者への精神的負担や経済的負担により、安心、安定した家庭生活に影響することもあってはなりません。

本公募では、保育環境が変化することによる児童への影響、負担軽減を最大限に重視し、保護者に寄り添い、市・保護者と一体となって民営化に取り組むことの出来る事業者を公募します。本公募要領に記載された事項は最低限の守るべき事項です。民営化にあたっては市・保護者とさらに具体的な実施方法を話し合いながら、円滑な民営化を実施していきます。

2. 整備概要

- | | |
|----------|---------------------------------|
| (1) 整備施設 | 幼保連携型認定こども園 |
| (2) 定員 | 200人程度 |
| (3) 開園時期 | 令和6年4月1日 |
| (4) 整備箇所 | 當麻小学校区内(大字:當麻、勝根、今在家、染野、新在家、加守) |

3. 用地・園舎等について

- ① 用地及び園舎の整備については、運営事業者で確保し、自らの負担で行うこと。
 - ・市は事業者が負担した建設費に対して予算の範囲内で保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金に基づく助成を行います。
 - ※制度変更により、助成内容に変更が生じることがあります。
- ② 園舎の設備に関しては、現在の保育基準が確保できることを条件とします。
- ③ 園舎建設にあたっては、近隣への日照・騒音・交通対策等の環境面に配慮するとともに、苦情等に対しては事業者の責任において誠意を持って対応すること。必要に応じて工事等に関する説明会を開催し、地域住民からの理解を得ること。
- ④ 保護者が利用できる送迎用駐車・駐輪スペースを確保することに加え、保護者への指導を徹底するなど、送迎車両対策に万全を期し、路上駐車等により近隣に迷惑がかかることがないようにすること。

- ⑤ 葛城市景観計画を考慮にいたした園舎とすること。

4. 運営等の条件について

認定こども園の運営等について、以下の条件を設定します。

(運営全般について)

- ① 事業者自らが運営すること。
- ② 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）他関係法令を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に基づいた教育・保育を実践すること。
- ③ 認定こども園が行う主な業務として、次に掲げる事業を実施すること。
 - ア 通常保育
 - イ 延長保育
 - ウ 一時預かり事業
 - エ 障がい児保育
※集団保育が可能（障がいの程度が軽度又は中程度）と判断された児童
 - オ 病児保育事業
※病児対応型、病後児対応型、体調不良時対応型のいずれかを実施すること。
 - カ 子育て支援事業
 - キ 管外受託（広域入所）児の保育
 - ク 地域交流
※当麻第1保育所については、開設以降これまでの経緯から、地域性の高い保育施設となっている現状である。地域の特性を生かした施設運営、地域住民とのつながり等、を尊重した保育の実施に配慮すること。
- ④ 教育・保育時間については、原則以下のとおりとする。
 - ア 開園時間 1日11時間（午前7時30分から午後6時30分）以上の開園とする。
 - イ 休園日 日曜日
国民の祝日
年未年始（12月29日から翌年の1月3日まで）
※ただし、これを超えて開園日を掲示することを妨げない。
- ⑤ 入園児童については、待機児童の状況等を踏まえ、次に掲げる条件を満たす利用定員を事業者が提案すること。
 - ア 1号、2号及び3号認定子どもの利用定員を200人前後で設定すること。ただし、2号及び3号認定子どもの利用定員は150人前後を目安に、事業者が提案すること。
 - イ 利用定員については、それぞれ持ち上がりが可能となるように設定すること。
- ⑥ 職員配置の際には、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関

する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号）を遵守すること。

なお、保育教諭の配置については、バランスのとれた年齢構成となるよう配慮すること。

- ⑦ 給食の提供にあたっては、自園調理を原則とし、児童の体調や食物アレルギーへの対応など個別事情に十分配慮すること。
- ⑧ 保護者の宗教活動の多様性に配慮し、宗教的な行事・行為は行わないこと。ただし、クリスマス会等、一般的な行事まで制限するものではない。
- ⑨ 教育・保育の質の向上のために必要な経費及び行事費等、保護者が負担する費用の徴収に関しては、あらかじめ保護者に対し重要事項説明書を交付のうえ説明を行い、その同意を得ること。
- ⑩ 公立保育所で使用している体操服、その他物品等については、保護者負担を軽減する観点から、原則として引き続き使用できるものとする。
- ⑪ 利用園児及び職員の健康診断については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 27 条に基づき実施すること。
- ⑫ 認定こども園の管理・運営業務を行うにあたり、事業者の負担において必要な保険に加入すること。
- ⑬ 職員の資質や専門性の向上のため、積極的に研修等に参加させること。
- ⑭ 市内の小規模保育施設利用修了者の受け入れに協力すること。
- ⑮ その他、必要な事項については、市と協議すること。

5. 引継ぎ保育等の実施

保育者が入れ替わることによる在園児の心身の負担を軽減し、保護者の不安を解消するため、引継ぎ保育等を実施してください。

- ・ 実施期間 民営化の前年 10 月～翌年 3 月の間
【詳細な保育内容・日数等については法人決定後に双方協議の上決定します。】
- ・ 実施方法 主任保育教諭を含む 2 名以上の保育教諭を市に派遣すること
- ・ 費用負担 保育教諭派遣に係る費用は、事業者の負担とする

6. 会計年度任用職員の雇用について

公立保育所に勤務している会計年度任用職員で、民間事業者に勤務することを希望するものについては、積極的な採用に努め、勤務条件等については配慮すること。

7. 当麻第 1 保育所に在園する園児について

当麻第 1 保育所に在園する園児で、転園希望する在園児についての入所は確約すること。

※ 現在の当麻第 1 保育所の閉所時期については、令和 6 年 4 月以降に数年かけて閉所することも含め検討中です。

8. その他

葛城市保育協議会に参加し、既存市内保育施設との連携を図り、葛城市の教育・保育の充実に努めること。

9. 応募資格等

応募時に、次の要件を全て満たした事業者であること

- ・ 私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に規定する学校法人及び社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人であること。
- ・ 近畿 2 府 4 県において認定こども園又は認可保育施設の運営実績があること。
- ・ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等の規定による是正、再生手続中の者でないこと。
- ・ 奈良県暴力団排除条例（平成 23 年 3 月奈良県条例第 35 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 3 号に規定する暴力団員等に該当しないこと。
- ・ 児童福祉事業に熱意と識見を有し、安定的な運営に必要な経営基盤及び社会的信用を有していること。
- ・ 本市が行う教育・保育行政を十分理解し、積極的に協力すること。
- ・ 法人税、消費税及び地方消費税並びに本市市税等の滞納がないこと。
- ・ 直近 3 年間の会計年度において、3 年間連続して損失を計上していないこと。
- ・ 直近に実施された所管庁の監査、指導検査等等において文書指摘事項を受けていないこと。（ただし、適正な改善報告がなされている場合はこの限りではありません。）
- ・ 上記のほか、法令違反など社会的信用を損なう行為等により、当該業務の受託者として契約するのに相応しくない事由があると市長が認める者。

10. 応募に伴う日程

公告	令和 4 年 1 月 2 4 日（月）
募集要領配布期間	令和 4 年 1 月 2 4 日（月）から 令和 4 年 3 月 1 0 日（木）まで
質疑受付期間	令和 4 年 1 月 2 4 日（月）から 令和 4 年 2 月 2 4 日（木）まで
質疑回答	令和 4 年 3 月 4 日（金） 予定
応募書類の受付期間	令和 4 年 1 月 2 4 日（月）から 令和 4 年 3 月 1 0 日（木）まで
一次審査（書類審査）	令和 4 年 3 月 1 1 日（金）から 令和 4 年 3 月 1 6 日（水）まで
二次審査実施通知	令和 4 年 3 月 1 7 日（木） 予定
二次審査（プレゼンテーション）	令和 4 年 3 月 2 3 日（水） 予定
最終審査結果通知	令和 4 年 3 月 2 5 日（金） 予定

11. 応募手続き等

(1) 募集要領等の配布

① 配布期間

令和4年1月24日(月) 午前9時から
令和4年3月10日(木) 午後5時まで
(土日祝日を除く開庁日)

② 配布場所

葛城市子ども未来創造部 子育て福祉課(當麻庁舎)
公募要領は、葛城市ホームページからもダウンロード可。
ホームページ <http://www.city.katsuragi.lg.jp>

(2) 質疑の受付

令和4年1月24日(月)～令和4年2月24日(木)
「質問書」により子育て福祉課宛てにFAX又は電子メールにより提出してください。
【メールアドレス: jidoufukushi@city.katsuragi.lg.jp】
【FAX: 0745-48-3200】

(3) 質問の回答

令和4年1月24日(月)～令和4年2月24日(木)
葛城市ホームページで回答します。

(4) 応募書類の受付

令和4年1月24日(月)
令和4年3月10日(木)
葛城市子ども未来創造部 子育て福祉課へ持参又は郵送

- ※ 持参の場合は市役所の閉庁日を除く午前9時から午後5時までに提出してください。
- ※ 郵送の場合は、簡易書留・特定記録・レターパック等郵便追跡サービスが利用できる郵便に限ります。

(5) 提出書類

応募に際しては、下記申請書類等を10部(正1部・副9部)提出してください。
※ 副本は全てコピー可

<申請書類>

- 様式1号 葛城市民間保育事業者募集に係るプロポーザル参加申込書
- 様式2号 提案書
- 様式3号 法人運営の状況
- 様式4号 誓約書

<提出が必要な書類(様式は不問)>

- 定款
- 法人の登記事項証明書(発行後3カ月以内のもの)
- 印鑑証明書(発行後3カ月以内のもの)

- 法人現況報告書
- 法人監査にかかる書類
- 直近3年分の事業報告書
- 直近3年分の決算報告書
(資金収支決算書、事業活動計算書、貸借対照表、予算書、財産目録)
- 納税証明書(国・県・市)
- 教育・保育の全体的な計画
- 教育・保育指導計画(年間・学年ごと)
- 認定こども園等監査において諸官庁による指摘内容を示す書類(直近)
- 認定こども園等監査において諸官庁による指摘内容に対し、法人が解決策を示した文書(直近)

※ 証明書類の原本及び参考資料を除き、提出書類はA4版(両面印刷可)で作成の上、項数をつけ、ファイルに綴じること。表紙、背表紙に公募名、法人名を表示してください。

※ 提出された書類等は返却しません。

※ 書類作成等に係る費用は応募事業者の負担とします。

(6) 参加辞退

参加申込書提出日以降に参加を辞退する場合は、辞退届(任意の様式)を子育て福祉課へ持参又は郵送により提出すること。なお、既に提出された書類は返却しません。

12. 事業者の選定

(1) 本業務の事業者選定は、公募型プロポーザル方式により行います。

選定にかかる審査は【葛城市民間保育事業者募集に係るプロポーザル審査基準】により定めるところによります。

受託候補者に対しては、受託候補者となった旨を通知し、選定しなかった者には選定しなかった旨を通知します。

審査内容及び審査結果に関する問い合わせ、異議申立て等は一切できないものとします。

(2) 審査結果の公表

葛城市議会への報告を経て、広報誌・市ホームページで公表します。

13. 問い合わせ先及び提出先

〒639-2197

奈良県葛城市長尾 85 番地

葛城市子ども未来創造部 子育て福祉課

TEL : 0745-48-2811

FAX : 0745-48-3200

メール : jidoufukushi@city.katsuragi.lg.jp